

○平成十四年農林水産省告示第千六百三十号(森林法施行令第十一条第八号等の規定に基づく造林につき国の補助を受けることができる法人でない団体の規約に定める事項及び当該規約の基準等)

(平成十四年十月十五日)

(農林水産省告示第千六百三十号)

最終改正：平成二五年三月十四日農林水産省告示第五五八号

森林法施行令(昭和三十六年政令第二百七十六号)第十一条第七号、第十二条第一項第一号及び第二号、別表第三並びに別表第四の規定に基づき、造林につき国の補助を受けることができる法人でない団体の規約に定める事項及び当該規約の基準、国の補助の対象となる造林の基準、補助の額の特例を適用する造林の目的並びに国の補助の対象となる林道の基準並びに当該林道につき補助の割合の特例を適用する地域の基準を次のように定める。

- 1 森林法施行令(以下「令」という。)第十一条第八号の農林水産大臣が定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 団体の目的
  - 二 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
  - 三 構成員の資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
  - 四 会費を徴収する場合にあっては、その徴収の方法
- 2 令第十一条第八号の農林水産大臣が定める基準は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当することとする。
  - 一 団体の目的として森林の保続培養に資する旨を定めていること。
  - 二 代表者の選任手続を明らかにしているとともに、団体の意思決定に対する構成員の参加に関し不当な差別をしていないこと。
  - 三 構成員の資格並びに加入及び脱退を不当に制限していないこと。
  - 四 会費を徴収する場合にあっては、その徴収の方法が公平を欠くものでないこと。
- 3 令第十二条第一項第一号の農林水産大臣が定める基準は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当することとする。
  - 一 森林法(昭和三十六年法律第二百四十九号。以下「法」という。)第十条の五第一項の規定に基づきたてられた市町村森林整備計画(以下「市町村森林整備計画」という。)の達成に資するものとして市町村長又は都道府県知事が作成した造林の実施に関する計画に基づいて行われるものであること。
  - 二 法第十条の十三第二項に規定する森林整備協定に基づいて行われるものであること。

- 三 暴風、豪雨、豪雪その他の自然現象若しくは山火事により被害を受けた森林の復旧又は野生鳥獣による森林被害の防止を目的として行われるものであること。
- 四 人工植栽に係る森林の造成(法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林、法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域及び森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号)第十条各号に掲げる森林(以下「制限林」という。))において行われるもの及び複層林の造成として行われるものに限る。)として行われるものであること。
- 五 人工植栽に係る森林以外の森林の造成として行われるものであること。
- 4 令第十二条第一項第一号ただし書及び第二号ただし書の農林水産大臣が定める事項は、国民が快適に自然を享受できるような森林を造成し、森林に対する理解の増進を図ることとする。
- 5 令第十二条第一項第二号の農林水産大臣が定める基準は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当することとする。
- 一 市町村森林整備計画の達成に資するものとして市町村長又は都道府県知事が作成した造林の実施に関する計画に基づいて行われるものであること。
- 二 法第十条の十三第二項に規定する森林整備協定に基づいて行われるものであること。
- 三 暴風、豪雨、豪雪その他の自然現象若しくは山火事により被害を受けた森林の復旧又は野生鳥獣による森林被害の防止を目的として行われるものであること。
- 四 人工植栽に係る森林の造成(保育にあつては、制限林において行われるもの及び複層林の造成として行われるものに限る。)として行われるものであること。
- 五 人工植栽に係る森林以外の森林の造成として行われるものであること。
- 6 令別表第三林道の開設に要する費用の項第一号(一)及び別表第四林道の開設に要する費用の項第一号(一)の農林水産大臣が定める基準は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当することとする。
- 一 当該林道に係る森林の利用区域面積が千ヘクタール(次に掲げる場合のいずれかに該当する場合にあつては、五百ヘクタール)以上であること。
- イ 次に掲げる要件のすべてに該当する場合
- (1) 当該林道に係る森林の利用区域が山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定に基づき指定された振興山村(以下「振興山村」という。)、過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域(同法第三十三条第一項又は第二項の規定により過疎地域とみなされる区

域を含む。以下「過疎地域」という。)又は半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域に存し、かつ、当該利用区域の存する市町村が次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(i) 次に掲げる要件のすべてに該当すること。

a 当該市町村の区域内にある森林法第五条第一項の規定に基づきたてられた地域森林計画の対象となっている民有林(以下「地域森林計画対象民有林」という。)の面積が二千ヘクタール以上であること又は当該地域森林計画対象民有林の面積に占める人工植栽に係る森林の面積の割合が当該市町村の区域を含む都道府県の平均的な割合以上であること。

b 当該市町村の区域内に存する地域森林計画対象民有林のうち地形その他の自然的条件等からみて森林施業を一体として行うことができる森林(以下「団地森林」という。)の面積がおおむね三百ヘクタール以上であり、かつ、当該団地森林の面積に占める人工植栽に係る森林の面積の割合がおおむね六割以上であること。

(ii) 地域の森林・林業施策の中核として森林・林業施策の推進に積極的に取り組む市町村であると林野庁長官が認めたものであること。

(2) 当該林道に係る森林の利用区域に存する集落に通ずる公道(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三条第二号から第四号までに規定する一般国道、都道府県道及び市町村道をいう。以下同じ。)が一路線のみで、当該公道の沿線に山腹崩壊、地すべり等による災害が発生するおそれがある地区が存すること。

(3) 当該林道に係る森林の利用区域に林野率(一定の区域面積のうちに林野面積の占める比率をいう。)がおおむね八十五パーセント以上の林業集落が存すること。

ロ 当該林道が、法第七条第一項の森林計画区の設定に係る流域における林道網の骨格となる林道であって次に掲げる要件のすべてに該当する林道(以下「流域ネットワーク林道」という。)である場合

(1) 既設の林道、公道又は農道と他の既設の林道、公道又は農道を連絡する林道

(2) おおむね五年以内に開通し、森林施業の共同化、機械化による作業の効率化、就業地域の拡大等の開設効果が発揮できる林道

ハ 当該林道が、山火事の消火活動の円滑な実施及びその防火機能のより高度な発揮を目的として開設する林道(以下「防火林道」という。)である場合

二 流域ネットワーク林道及び防火林道以外の林道にあつては、付録第一の算式により算

出される数値が一・二以上であること。

- 7 令別表第三林道の開設に要する費用の項第一号(二)及び別表第四林道の開設に要する費用の項第一号(二)の農林水産大臣が定める基準は、次の表の上欄に掲げる林道の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

<p>一 間伐を行うために開設する林道</p> <p>(一) 当該林道に係る森林の利用区域が前項第一号イ(1)(i)又は(ii)に該当する市町村に存する場合</p> <p>(二) 当該林道に係る森林の利用区域が前項第一号イ(1)(i)又は(ii)に該当する市町村以外の市町村に存する場合</p>	<p>当該林道に係る森林の利用区域が重点的实施地区(森林施業の実施状況、林道の整備状況等を勘案し、法第十条の十一の九第一項に規定する施業実施協定の締結又は施業の受委託を重点的に推進する区域として市町村森林整備計画において定められた地区をいう。以下同じ。)に存し、かつ、当該重点的实施地区の面積に占めるその林齢がおおむね十一年から三十五年までの森林であって間伐又は保育の実施が必要なものの面積の割合がおおむね三割以上であること。</p> <p>当該林道に係る森林の利用区域内に団地森林が存し、次に掲げる要件のすべてに該当すること。</p> <p>(1) 当該団地森林が存する市町村における人工植栽に係る森林の面積がおおむね二千ヘクタール以上であること又は当該市町村の区域内にある地域森林計画対象民有林の面積に占める人工植栽に係る森林の面積の割合がおおむね五割以上であること。</p> <p>(2) 当該団地森林の面積が二百ヘクタール以上であり、かつ、当該団地森林の面積に占めるその林齢がおおむね十一年から三十五年までの森林であって間伐又は保育の実施が必要なものの面積の割合がおおむね五割以上であること。</p>
<p>二 水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道</p>	<p>当該林道に係る森林の利用区域面積に占める法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定された保安林(保安林に指定されることが確実なものを含む。以下同じ。)の面積の割合が五割を超え、かつ、当該林道が、その開設と一体的に行う当該保安林の区域内における保安施設事業を通じて複層林を造成するため、受光伐(下層木の生育に必要な照度を確保するための上層木の伐採をいう。)及び下層木の植栽を行うためのものであること。</p>

三 特定保安林の整備を行うために開設する林道	当該林道に係る森林の利用区域面積に占める法第三十九条の三第一項の規定に基づき指定された特定保安林の面積がおおむね五割以上であること。
四 樹種転換を行うために開設する林道	当該林道に係る森林の利用区域内に存する樹種転換（森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第二条第七項に規定する樹種転換をいい、同条第一項第一号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林に係るものに限る。）の実施が計画されている松林の面積がおおむね十ヘクタール以上であること。
五 災害を受けた森林を復旧するために開設する林道	当該林道に係る森林の利用区域内に暴風、豪雨、豪雪その他の自然現象又は山火事による災害その他の災害を受けたため復旧を要する森林の面積がおおむね十ヘクタール以上であり、かつ、当該森林の存する市町村の区域内における森林の災害に係る被害額が千五百万円以上であること。

8 令別表第三林道の開設に要する費用の項第二号及び別表第四林道の開設に要する費用の項第二号の農林水産大臣が定める基準は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- 一 当該林道に係る森林の利用区域面積が百ヘクタール以上であること。
- 二 付録第二の算式により算出される数値が〇・九以上であること。
- 三 付録第三の算式により算出される数値が一・〇以上であること。

9 令別表第三林道の開設に要する費用の項第二号（一）及び別表第四林道の開設に要する費用の項第二号（一）の農林水産大臣が定める基準は、当該林道に係る森林の利用区域面積が五百ヘクタール以上であることとする。

10 令別表第三林道の開設に要する費用の項第四号の農林水産大臣が定める基準は、当該事業が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するもの（沖縄県内において行われるものに限る。）であることとする。

- 一 林業経営の集約化、森林資源の循環的な利用並びに林業従事者の育成及び確保の総合的な推進を図るために必要な林業生産の基盤、林産物の加工のための施設、山村における林業の体験のための施設、山村と都市との交流の促進のための施設等の整備を総合的に実施するものであること。
- 二 林業経営又は森林施業の担い手の育成、生産性及び品質の向上を通じた林産物の産地

の競争力の強化、山村における定住の促進等を図るために必要な林業生産の基盤、林産物の加工のための施設、山村における林業の体験のための施設、山村と都市との交流の促進のための施設等の整備を総合的に実施するものであること。

11 令別表第三林道の開設に要する費用の項第五号の費用の区分の欄及び林道の拡張に要する費用の項第二号(一)の費用の区分の欄並びに別表第四林道の開設に要する費用の項第五号の費用の区分の欄及び林道の拡張に要する費用の項第二号(一)の費用の区分の欄の農林水産大臣が定める基準は、当該事業が森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展及び山村地域の定住の促進に資するため、林道、林業施設用地等の林業生産の基盤(以下「林業生産基盤」という。)の整備と用水施設等の山村地域の生活環境の基盤(以下「生活環境基盤」という。)の整備を一体的かつ総合的に実施するものであることとする。

12 令別表第三林道の開設に要する費用の項第五号の補助の割合の欄及び林道の拡張に要する費用の項第二号(一)の補助の割合の欄並びに別表第四林道の開設に要する費用の項第五号の補助の割合の欄及び林道の拡張に要する費用の項第二号(一)の補助の割合の欄の農林水産大臣が定める基準は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当することとする。

一 当該地域が振興山村又は過疎地域に存する市町村の区域であって、次に掲げる要件のすべてに該当するものであること。

イ 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(1) 次に掲げる要件のすべてに該当すること。

(i) 当該市町村の区域内にある地域森林計画対象民有林の面積が二千ヘクタール以上であること又は当該地域森林計画対象民有林の面積に占める人工植栽に係る森林の面積の割合が当該市町村の区域を含む都道府県の平均的な割合以上であること。

(ii) 当該市町村の区域内に存する地域森林計画対象民有林のうち、団地森林の面積がおおむね三百ヘクタール以上であり、かつ、当該団地森林の面積に占める人工植栽に係る森林の面積の割合がおおむね六割以上であること。

(2) 地域の森林・林業施策の中核として森林・林業施策の推進に積極的に取り組む市町村であると林野庁長官が認めたものであること。

ロ 森林資源の状況、森林施業の動向、林業生産の動向、林道の整備状況、森林空間の利用の動向及び生活環境施設の整備状況からみて、当該市町村の区域内において林業生産基盤の整備及び生活環境基盤の整備を一体的かつ総合的に実施することが適当

であること。

二 当該地域が振興山村、過疎地域又は特定農山村地域における農業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域に存する市町村の区域であって、次に掲げる要件のすべてに該当するものであること。

イ 林業従事者等が定住することができるよう生活環境の整備を緊急に図る必要がある林業集落を中心とした地域であること。

ロ 前号に該当し、当該市町村の区域内に存する地域森林計画対象民有林の面積がおおむね二千ヘクタール以上であり、かつ、当該市町村の区域の面積に占める森林の面積の割合がおおむね八割以上であること。

13 令別表第三林道の拡張に要する費用の項第一号（一）及び別表第四林道の拡張に要する費用の項第一号（一）の農林水産大臣が定める基準は、当該林道に係る森林の利用区域面積が五百ヘクタール（振興山村又は過疎地域にあつては、二百ヘクタール）以上であることとする。

14 令別表第三林道の拡張に要する費用の項第二号（二）及び別表第四林道の拡張に要する費用の項第二号（二）の農林水産大臣が定める基準は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 当該林道に係る森林の利用区域面積が五百ヘクタール（振興山村又は過疎地域にあつては、二百ヘクタール）以上であること。

二 付録第四の算式により算出される数値が一・二以上であること。

（平一六農水告八八七・平一九農水告四一九・平二四農水告八一〇・平二五農水告五五八・一部改正）

#### 附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 特定市町村（過疎地域自立促進特別措置法附則第五条第一項に規定する特定市町村をいう。以下同じ。）においてこの告示の施行の際現に施行されている林道の開設又は拡張に係る事業であつて、当該事業に要する費用につき平成十一年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての平成十四年度から平成十六年度までの予算に係る国の補助については、当該特定市町村の区域を過疎地域とみなして第十二項、第十三項及び第十四項の規定を適用する。

3 特定市町村の区域（過疎地域自立促進特別措置法附則第六条又は第七条の規定により特

定市町村とみなされる区域を含む。)において、平成十四年度から平成十六年度までの間にその工事に着手した林道の開設又は拡張に係る事業に要する費用についての平成十四年度から平成十六年度までの予算に係る国の補助については、当該特定市町村の区域を過疎地域とみなして第十三項及び第十四項の規定を適用する。

- 4 令附則第四項の表別表第三林道の開設に要する費用の項第五号に掲げる費用の項の地域の欄及び別表第三林道の拡張に要する費用の項第二号(一)に掲げる費用の項の地域の欄並びに第五項の表別表第四林道の開設に要する費用の項第五号に掲げる費用の項の地域の欄及び別表第四林道の拡張に要する費用の項第二号(一)に掲げる費用の項の地域の欄の農林水産大臣が定める基準は、第十二項に定めるとおりとする。

改正文 (平成一九年四月一日農林水産省告示第四一九号) 抄  
公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年三月二七日農林水産省告示第八一〇号)  
この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年三月一四日農林水産省告示第五五八号)  
この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

付録第一 (第六項第二号関係)

$$\frac{V}{100F_1 + 30F_2} + \frac{F_3 + F_4}{F_1 + F_2}$$

ただし、沖縄県に開設する林道にあつては、次の算式によるものとする。

$$\frac{V}{50F_1 + 15F_2} + \frac{F_3 + F_4}{F_1 + F_2}$$

Vは、当該林道に係る森林(国有林を除く。)の蓄積(単位:立方メートル)

F<sub>1</sub>は、当該林道に係る針葉樹の森林(国有林を除く。)の利用区域面積(単位:ヘクタール)

F<sub>2</sub>は、当該林道に係る広葉樹の森林(国有林を除く。)の利用区域面積(単位:ヘクタール)

F<sub>3</sub>は、当該林道に係る森林(国有林を除き、人工植栽に係る森林以外の森林であつて人工造林を予定しているものに限る。)の利用区域面積(単位:ヘクタール)

F<sub>4</sub>は、当該林道に係る森林(国有林を除き、人工植栽に係る森林であつてその林齢が十五年以下のものに限る。)の利用区域面積(単位:ヘクタール)

付録第二 (第八項第二号関係)



$$\frac{V}{50F_1 + 30F_2} + \frac{F_3 + F_4}{F_1 + F_2}$$

ただし、沖縄県に開設する林道にあつては、次の算式によるものとする。

$$\frac{V}{25F_1 + 15F_2} + \frac{F_3 + F_4}{F_1 + F_2}$$

Vは、当該林道に係る森林の蓄積（単位：立方メートル）

F<sub>1</sub>は、当該林道に係る針葉樹の森林の利用区域面積（単位：ヘクタール）

F<sub>2</sub>は、当該林道に係る広葉樹の森林の利用区域面積（単位：ヘクタール）

F<sub>3</sub>は、当該林道に係る森林（人工植栽に係る森林以外の森林であつて人工造林を予定しているものに限る。）の利用区域面積（単位：ヘクタール）

F<sub>4</sub>は、当該林道に係る森林（人工植栽に係る森林であつてその林齢が十五年以下のものに限る。）の利用区域面積（単位：ヘクタール）

付録第三（第八項第三号関係）

B/C

Bは、当該林道の開設に伴う効果の総額（林道を開設した場合と開設しない場合の造林経費及び木材生産経費の差等の効果を合算したもの。）

Cは、当該林道の開設に係る事業費（維持管理費を含む。）

付録第四（第十四項第二号関係）

$$\frac{V}{50F_1 + 30F_2} + \frac{F_3 + F_4}{F_1 + F_2}$$

ただし、沖縄県内で拡張する林道にあつては、次の算式によるものとする。

$$\frac{V}{25F_1 + 15F_2} + \frac{F_3 + F_4}{F_1 + F_2}$$

Vは、当該林道に係る森林（国有林を除く。）の蓄積（単位：立方メートル）

F<sub>1</sub>は、当該林道に係る針葉樹の森林（国有林を除く。）の利用区域面積（単位：ヘクタール）

F<sub>2</sub>は、当該林道に係る広葉樹の森林（国有林を除く。）の利用区域面積（単位：ヘクタール）

F<sub>3</sub>は、当該林道に係る森林（国有林を除き、人工植栽に係る森林以外の森林であつて人工造林を予定しているものに限る。）の利用区域面積（単位：ヘクタール）

F<sub>4</sub>は、当該林道に係る森林（国有林を除き、人工植栽に係る森林であつてその林

齡が十五年以下のものに限る。)の利用区域面積(単位:ヘクタール)